

太 高 介 第 585 号
平成 29 年 6 月 27 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様
訪問型サービス事業所 管理者 様
通所型サービス事業所 管理者 様

太子町生活福祉部高年介護課長

介護予防・日常生活支援総合事業における月額包括報酬の日割り請求に係る適用について(通知)

平素から本町の介護保険事業について、ご理解とご協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、本町では平成 28 年 3 月から介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）を開始したところですが、平成 27 年 3 月 31 日付け厚生労働省事務連絡「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」の I 資料 9 にあるとおり、総合事業における現行相当サービスにつきまして、従前の介護予防給付費と算定方法が異なる点があり、月途中にサービスを開始した場合は契約日が起算日となり、日割計算を行います。

つきましては、サービス提供事業所及び地域包括支援センター等の間で連携を図り、漏洩ないようご対応くださいますようお願いいたします。

また、過去に月額報酬で算定しているものがある場合は、大変お手数ではございますが、過誤申立により対応していただきますようお願い申し上げます。

※なお、緩和基準サービスにつきましても現行相当サービスと同様の取扱とします。

【問合せ】

〒671-1592

揖保郡太子町鶯 280 番地 1

太子町高年介護課介護保険係

電話：079-276-6715 FAX：079-277-6031